

○益田市空き家改修事業補助金交付要綱

平成26年6月9日
益田市告示第145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市空き家バンク事業実施要綱（平成26年益田市告示第275号。以下「実施要綱」という。）に規定する益田市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）の空き家を利用してUターン又はIターンをしようとする者の益田市への定住を促進し、人口拡大を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する益田市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第6条第2項本文により空き家バンクに登録された物件
- (2) UIターン者 市外に転出し5年以上を経過した後に、定住する意思を持って市内に転入した者又は市外出身者であって、定住する意思を持って市内に転入した者で、転入した日から1年を経過しないもの（事業完了後1か月以内に転入する予定の者を含む。）
- (3) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (4) 空き家の改修 空き家のうち人の居住の用に供する家屋又はその一部について、機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、5年以上定住する意思を表明し空き家に係る売買又は賃貸借契約を締結したUIターン者（過去に本市における住宅の改修に関する他の補助金、助成等を受けている者及びその世帯員を除く。）又は当該UIターン者と空き家に係る賃貸借契約を締結した所有者であって、当該空き家について経費の総額が30万円以上となる改修を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としないものとする。

- (1) 未成年者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、空き家の改修に要する経費とし、補助金の額は、50万円を限度とする範囲内で、当該補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、70万円を限度額とする。

- (1) 次条第1項の申請者がUIターン者である場合
- (2) UIターン者が市内へ転入した後の世帯に、次条第1項の規定による申請の日時点において18歳未満の者が属する場合
- 2 前項の改修の施工は、市内に事務所等を有する法人又は個人事業者によるものに限るものとする。
- 3 空き家の改修は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、工事着手までに市長に提出しなければならない。ただし、当該提出の時点で市内に転入していない者については、第5号に掲げる書類は、第8条に規定する完了報告の際に提出するものとする。

- (1) 売買又は賃貸契約書の写し
- (2) 改修工事設計図
- (3) 改修工事見積書
- (4) 施工前の現場写真
- (5) 市内への転入後の住民票の写し（入居者分）（次号に掲げる書類で市内への転入後の住所が確認できる場合は、省略することができる。）
- (6) 戸籍附票（入居者分）
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げるほか、賃貸借契約の場合であつて、申請者がUIターン者であるときは、益田市空き家改修事業に係る承諾書兼誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、当該申請の内容を審査し、その結果を益田市空き家改修事業補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定においては、改修を行う空き家について、事業の実施の日の属する年度の末日から5年を経過する日までの間（以下「活用義務期間」という。）、UIターン者の居住の用に供され、又は空き家バンクの登録物件として活用することを要件とする。
- 3 前項のほか、市長は、補助金の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、益田市空き家改修事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項による変更等の申請に係る承認の手続について準用する。
- (完了報告)

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」とい

う。)が完了したときは、速やかに益田市空き家改修事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る領収書又は請求書の写し
- (2) 施工後の現場写真
- (3) 市内への転入後の住民票の写し(入居者分)(第5条第1項の規定による申請時に提出した者を除く。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条による報告を受けた場合は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するとともに、益田市空き家改修事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条による補助金の額の確定を受けた交付決定者は、速やかに益田市空き家改修事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第11条 補助金の交付を受けた交付決定者(以下「補助金受領者」という。)は、第6条第2項に規定する活用義務期間が満了するまでの間、当該事業により改修を行った住宅(以下「改修住宅」という。)の状況について、益田市空き家改修事業活用状況報告書(様式第8号。以下「活用状況報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

2 前項の活用状況報告書は、毎年6月30日までに、前年度分を提出するものとする。

3 市長は、改修住宅の活用の適正を確保するため必要と認めるときは、補助金受領者に対し、前項の活用状況報告書について追加の報告を求め、実地において検査し、及び必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、その全部又は一部について、返還を命ずるものとする。ただし、災害によるものその他市長がやむを得ない事由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 第3条第2項各号の要件に該当すること、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
- (2) 事業完了後1月を超えて当該改修住宅がUIターン者の居住の用に供されないとき。
- (3) 活用義務期間の中途において、当該改修住宅に係る実施要綱第8条第1項の規定による空き家登録の抹消、当該改修住宅の取壊し、売却若しくは譲渡による所有権の喪失又は当該改修住宅に入居していた全てのUIターン者の転出若しくは転居により、第6条第2項に規定する交付決定に係る要件を満た

さなくなったとき。ただし、実施要綱第9条第2項本文に規定する利用希望者登録をしている者に売却する場合、及び補助金受領者が賃貸借契約における所有者であって、改修住宅を再度空き家バンクに登録する場合は、この限りでない。

(4) 第6条第3項の規定により交付決定に際し付された条件に反するとき、正当な理由がなく前条第1項の規定による活用状況報告書の提出並びに同条第3項に規定する追加報告、実地検査及び指導を拒むとき、その他この要綱の規定に反するとき。

(5) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。

(6) 実施要綱第3条に規定する利用希望登録者以外の者又は3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月9日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成26年12月3日告示第275号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第81号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定については、平成29年3月31日から施行する。

附 則（令和元年5月1日告示第1号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第60号）

この告示は、令和2年3月24日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第310号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月27日告示第76号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定

は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日告示第 5 7 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年

益田市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先（ ）

益田市空き家改修事業補助金交付申請書

益田市空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、益田市空き
助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

入 居 者	住 所	〒			
	ふりがな			連絡先	
	氏 名			(電話)	
市内へ転入後に 18歳未満の者 が同居する場合		氏 名	生年月日	氏 名	
施 工 業 者	住 所	〒			
	名 称 代表者			連絡先	
				(電話)	
事業実施場所 (空き家所在地)					
改修の内容 (具体的に)					
事 業 費		改修に要する経費 (見積金額)	円	補助対象 経費	
補助金申請額		円			
事業実施期間		年 月 日 ～ 年			
住宅以外の建物 の有無		有・無 ※有の場合	建物全体の床面積 m ²	住宅部分の床面積 m ²	住

※添付書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

益田市長 様

年 月 日

空き家所有者
住 所
氏 名

益田市空き家改修事業に係る承諾書兼誓約書

空き家改修事業の実施について、下記のとおり承諾し、及び誓約

記

入所する U I ターン者 （賃貸借契約の相手）	住 所 氏 名
空き家物件の所在地	
改修の内容	
	事業実施の日の属する年度の

様式第 3 号（第 6 条関係）

益
年

様

益田市長

益田市空き家改修事業補助金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました益田市空き家改修事業補助金交付決定（申請却下）
下記のとおり決定しましたので、益田市空き家改修事業補助金交付決定（申請却下）
項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の可否
- 交付決定 ・ 申請却下
(理由 :)
- 2 交付決定金額
- 円
- 3 補助金交付の条件

様式第 4 号（第 7 条関係）

益田市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先（ _____ ） _____

益田市空き家改修事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け益 指令第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更
益田市空き家改修事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり

記

入 居 者	住所	〒 ー		
	ふりがな		連絡先 (電話)	
	氏名			
変更・中止(廃止)年月日		年 月 日(予定)		
変更・中止(廃止)の内容				
変更・中止(廃止)の理由				
事業費及び補助金 申請額			変更前	変
		総 事 業 費	円	
		補助対象経費	円	
		補助金申請額	円	

様式第 5 号（第 8 条関係）

益田市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先（ ）

益田市空き家改修事業完了報告書

年 月 日付け益 指令第 号で交付決定を受けた事業を完了したの
家改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記

入居者	住 所	〒				—			
	ふりがな					連絡先 (電話)			
	氏 名								
施工業者	住 所	〒						—	
	名 称					連絡先 (電話)			
事業実施場所 (空き家所在地)									
事業実施期間		着手	年 月 日			完了	年		
入居開始年月日		年 月 日						(事業完了後)	
事業実施状況									
事業費		改修に要 した経費				円	補助対 象経費		

様式第 6 号（第 9 条関係）

益
年

様

益田市長

益田市空き家改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった益田市空き家改修事業補
は、下記のとおり補助金の額を確定したので、益田市空き家改修事
要綱第 9 条の規定により通知します。

記

確 定 金 額 円

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

左

益田市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先（ ）

益田市空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け益 指令第 号をもって交付決定のあつた
家改修事業補助金について、益田市空き家改修事業補助金交付要綱
定により下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 _____ 円

2 振 込 先

金融機関		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他（		
口座番号			
ふりがな			
口座名義人			

(注意)
※ 口座名義人は、申請者と同一人としてください。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

左

益田市長 様

報告者 住所
氏名
連絡先（ ）

益田市空き家改修事業活用状況報告書

年度において益田市空き家改修事業補助金の交付を受けた家について、益田市空き家改修事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項
き 年度の活用状況を下記のとおり報告します。

記

入居者	住 所	〒		
	ふりがな		連絡先	
	氏 名		(電話)	
事業実施場所 (物件所在地)				
活用状況 ※該当項目に チェック		☐ 引き続き U I ターン者の住宅として活用して 変更なし)。 ☐ 入居者の変更はあったが、引き続き U I ターン て活用している。 ☐ 現在は入居者がいないが、引き続き U I ターン して、益田市空き家バンク事業に登録している。 ☐ その他 (下欄へ) (		

※添付書類